# 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	11、17、17、17、11、11、11、11、11、11、11、11、11、1			
1	政策評価の対象とした	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃		
	租税特別措置等の名称	(国税23 法人税:義)		
		(地方税25 法人住民税:義)		
2	要望の内容	企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者		
		財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税を		
		撤廃する。		
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課		
4	1	平成25年8月		
5	租税特別措置等の創設	平成11年度   退職年金等積立金に対する特別法人税の課税凍結の開始		
	年度及び改正経緯	平成13年度 2年間の延長		
		平成15年度 2年間の延長		
		平成17年度 3年間の延長		
		平成20年度 3年間の延長 平成23年度 3年間の延長		
		平成23年度 3年間の延長		
6	通用又は延長期間	   平成23年4月1日~平成26年3月31日(3年間の課税凍結)		
7	必要性 政策目的	(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)		
	等 及びその	企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまっ		
	根拠	て高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な		
		努力を支援するものである。		
		少子高齢化の進展、国民の老後生活の多様化などの現在の状況を踏える		
		と、企業年金等が果たす役割はますます重要であり、企業年金等の健全な育		
		成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実さ		
		せ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。 		
		   (政策目的の根拠)		
		<確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第一条>		
		この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情		
		勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任		
		において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受け		
		ることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国		
		民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年		
		金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的と		
		する。		
		   <確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号) 第一条>		
		「確定結り正業中並法(平成)三中法律第五)号)第一宗   この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変		
		この広体は、シナ南駅化の進展、産業構造の支化等の社会経済情勢の复  化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員		
		がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企		
		業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係		
		る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安		
		定と福祉の向上に寄与することを目的とする。		

		政策体系	基本目標:高齢者が出来る限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮ら
		における	せる社会づくりを推進すること
		政策目的	施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図るこ
		の位置付	<i>E</i>
		け	施策目標1-3:企業年金等の健全な育成を図ること
			施策目標1 - 4∶企業年金等の適正な運営を図ること
			基本目標 :ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働
			くことができる環境を整備すること
			施策大目標4:勤労者生活の充実を図ること   ***********************************
	-	法代口插	施策目標4 - 2:豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
		達成目標	(租税特別措置等により達成しようとする目標)   特別は「粉を物感することによって、今米に今等の(なんもみばも図ることに
		及び測定	特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることに
		指標	より、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安   
			一心して暮らせる社会づくりを推進する。
			/和생性에#목쓸드 b 가능란 다듬트/6 7 예수 변듦)
			(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標) 企業年金等の加入者数
			(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) 特別は「税が課税された場合」を入れた機会で表現の構造で表現するが減少し、様式場合
			特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状
			況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税さ
			れるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の
			│大きな阻害要因となる。 │ このため、特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を│
			このため、行所法人就を撤廃することによりて、正案中並寺の健主な自成を     図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高
			図っことにより、名後主心の経済的自立の基礎となる所有休障を元美させ、同     齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。
			歌台が文心して替りとる性云ン(りを)性定する。
8	有効性	適用数等	厚生年金基金
	等		 平成20年度末 617件(466万人)
			平成21年度末 608件(456万人)
			平成22年度末 595件(447万人)
			平成23年度末 577件(437万人)
			平成24年度末 560件(426万人)
			平成25年度末 546件(405万人)(推計値)
			平成26年度末 533件(392万人)(推計値)
			確定給付企業年金
			平成20年度末 5,006件(570万人)
			平成21年度末 7,407件(647万人)
			平成22年度末 10,044件(727万人)
			平成23年度末 14,989件(801万人)
			平成24年度末 14,695件(796万人)
			平成25年度末 16,226件(879万人)(推計値)
			平成26年度末 17,931件(931万人)(推計値)
			   確定拠出年金(企業型)
			<u>傩走拠五年金(企業型)</u>   平成20年度末 3,043件(311万人)
			平成20年度末 3,043円(311万)人    平成21年度末 3,301件(340万人)
			千成21年度末 3,705件(371万人)   平成22年度末 3,705件(371万人)
		1	〒108.4.4 年度本   3.7.4.3.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1

平成23年度末 4,135件(422万人)

平成24年度末 4,247件(439万人)

平成25年度末 4,565件(468万人)(推計値) 平成26年度末 4,808件(491万人)(推計値)

#### 確定拠出年金(個人型)

平成20年度末 10万人

平成21年度末 11万人

平成22年度末 12万人

平成23年度末 14万人

平成24年度末 16万人

平成25年度末 17万人(推計値)

平成26年度末 19万人(推計値)

#### 勤労者財産形成給付金

平成20年度末 1,686件(29.6万人)

平成21年度末 1,595件(28.7万人)

平成22年度末 1.520件(28.4万人)

平成23年度末 1,486件(27.6万人)

平成24年度末 1,417件(26.5万人)

平成25年度末 1,374件(25.9万人)(推計値)

平成26年度末 1,324件(25.2万人)(推計値)

#### <u>勤労者財産形成基金</u>

平成20年度末 49件(1.3万人)

平成21年度末 42件(0.9万人)

平成22年度末 40件(0.8万人)

平成23年度末 39件(0.8万人)

平成24年度末 37件(0.8万人)

平成25年度末 34件(0.7万人)(推計値)

平成26年度末 32件(0.7万人)(推計値)

推計値は、過去の実績値に基づき、推計式を導出した上で、当該推計式における将来の数値を推計している。

#### 減収額

減収見込み額 674,872 百万円(国税:575,338 百万円、地方税:99,534 百万円)

#### (算出方法)

平成25年3月末時点の各制度の積立金額

厚生年金基金(平成25年3月末):28,889,200百万円

確定給付企業年金(平成25年3月末):50,025,900百万円

確定拠出年金(平成25年3月末):7,450,000百万円

財形給付金(平成25年3月末):42,757百万円

財形基金(平成25年3月末) :405百万円

·:「企業年金の受託概況(信託協会。生保協会、JA 共済連)」

~ : 厚生労働省調べ

に課税対象額割合0.051%( 1)を掛けて、1.173%(国税:1%、地 大税:0473%)を掛ける

方税:0.173%)を掛ける。

- ~ の合計に1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)を掛ける。(2)
- 1 平成23年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の3.23 倍以上ある基金は6基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上 予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。平成24年3月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.051%。
- 2 確定給付企業年金については、従業員拠出分は課税対象にはならないが、従業員拠出を認めている規約が全体の1%に満たないことから、積立金額全体に税率を掛けている。

#### 効果・達成 目標の実 現状況

(政策目的の実現状況)(分析対象期間:平成20年4月~平成26年3月) ・現在、特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ、 着実に企業年金等の健全な育成を図ることで、老後の所得を確保している。 さらに、特別法人税を撤廃することで、事業主や勤労者等における課税への 不安感を取り除くことができる。

(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況)

- (分析対象期間:平成20年4月~平成26年3月)
- ・特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ、企業年金等の加入者数が増加()しており、着実に制度の健全な育成を図ってる。
- <企業年金等の加入者数>

平成20年度末 1,387万人

平成21年度末 1,487万人

平成22年度末 1,586万人

平成23年度末 1,702万人

平成24年度末 1,704万人

平成25年度末 1,796万人(推計)

平成26年度末 1,859万人(推計)

特別法人税の課税凍結に加えて、企業年金等の制度改善及び平成23年度末で廃止期限を迎えた適格退職年金からの企業年金への移行などの増加要因がある。

・また、確定拠出年金においては、特別法人税の課税撤廃により25%増の受給額を確保できるとの試算もあり、特別法人税の撤廃は老後の所得確保のためにも重要な要素となっている。

運用利回りを2.5%、積立金に対し1.2%の課税が行われると仮定し、毎月1万円を25年間積み立てて、10年間年金を受け取った場合を試算。(生命保険協会))

- (租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響)(分析対象期間:平成20年4月~平成26年3月)
- ・現在のような低金利な運用状況下 (2013 年 8 月 13 日時点の長期金利は 0.74%。直近の 10 年間でも 1.2%前後で変動) で、特別法人税 1.173% が課税された場合、企業年金等の普及に著しい支障が生じる。

	・個人が運用指図を行う確定拠出年金では、元本確保型による運用が約6割を占めており、特別法人税が課税されると、年金資産の運用に著しい影響がある。 ・確定給付型の企業年金においては、積立不足が生じた場合、受給権保護の観点から、事業主は当該不足額を埋めるため、掛金を追加拠出する必要がある。このため、特別法人税が課税された場合、この積立不足額が更に悪化することにより、事業主が追加拠出する掛金額は増加し、企業の運営に影響を与える可能性がある。 ・また、確定拠出年金は平成13年度、確定給付企業年金は平成14年度に施行された制度であり、特別法人税を課税された経験がない。このため、特別法人税が課税された場合、徴収のためのシステム開発などの実務面で多大なコストが生じることとなる。
	(税収減を是認するような効果の有無) (分析対象期間:平成20年4月~平成26年3月) ・特別法人税が課税された場合、企業が課税分を負担することにより、企業経営へ影響を受ける企業や、企業年金制度の導入の可否の見直しを迫られる企業が多く生じる結果、従業員の老後の所得確保の阻害要因となるおそれがある。 ・また、企業が十分な人材を確保するためには、労働条件等の環境整備が必須であり、企業年金等の退職給付制度の充実は、人材確保に資する。
	・他方で、特別法人税が課税された場合、税金を納付するため、掛金を運用している株や債権を現金化することとなり、市場に与える影響は少な〈ない。
9 相当性 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	企業年金制度は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。法改正等の手法を用いた制度改正により、魅力ある制度とし、健全な育成を図っているが、税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。
他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	企業年金は法律で積立義務や受給権保護を図っている。
地方公共 団体が協 力する相 当性	住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により住民の現役期間中及び老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。
10 有識者の見解	-
11 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	事前評価 平成22年8月

## <u>退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃に伴う</u> 減税見込額について

#### 1. 算定に当たっての基本的考え方

厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、財形給付金、財形基金について、直近の積立金額に関して、特別法人税撤廃に伴う減税見込額を算出する。

#### 2. 算定に当たっての前提

(1) 厚生年金基金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 28,889,200百万円

(2) 確定給付企業年金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 50,025,900百万円

(3) 確定拠出年金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 7,450,000百万円

(4) 財形給付金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 4 2 , 7 5 7 百万円

(5) 財形基金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 4 0 5 百万円

#### (参考) 適格退職年金の積立金

(平成 25 年 3 月末) 2,666百万円

厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金の積立金は、「企業年金の受託概況(信託協会・生保協会・JA 共済連)」より。

確定拠出年金、財形給付金、財形基金の積立金は、厚生労働省調べ。

#### 3.減税見込額(国税)

### (1) 厚生年金基金

平成23年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の3.23倍以上ある基金は6基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。

平成 24 年 3 月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.051%。 平成 24 年度決算は、当分の間でないので、平成 25 年 3 月末時点の積立金額に、 当該割合を掛けて、算出することとする。

28,889,200百万円 × 0.051% × 1% = 147百万円

## (2) 確定給付企業年金

50,025,900百万円 × 1% = 500,259百万円

確定給付企業年金については、積立金のうち、従業員拠出分を除いた部分が特法税の 課税対象となるが、規約において、従業員拠出を認めているのは、全体の1%に満たず、 また、従業員拠出分を集計することは困難であることから、除かないこととする。

#### (3) 確定拠出年金

7,450,000百万円 × 1% = 74,500百万円

#### (4) 財形給付金

42,757百万円 × 1% = 428百万円

#### (5) 財形基金

405百万円 × 1% = 4百万円

合計 575,338百万円

#### (参考) 適格退職年金

2,666百万円 × 1% = 27百万円

#### 4. 減税見込額(地方税)

#### (1) 厚生年金基金

平成23年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の3.23倍以上ある基金は6基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。

平成24年3月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.051%。

平成24年度決算は、当分の間でないので、平成25年3月末時点の積立金額に、 当該割合を掛けて、算出することとする。

28,889,200百万円 × 0.051% × 0.173% = 25百万円

#### (2) 確定給付企業年金

50,025,900百万円 × 0.173% = 86,545百万円

確定給付企業年金については、積立金のうち、従業員拠出分を除いた部分が特法税の 課税対象となるが、規約において、従業員拠出を認めているのは、全体の1%に満たず、 また、従業員拠出分を集計することは困難であることから、除かないこととする。

#### (3) 確定拠出年金

7,450,000百万円 × 0.173% = 12,889百万円

#### (4) 財形給付金

42,757百万円 × 0.173% = 74百万円

#### (5) 財形基金

405百万円 × 0.173% = 1百万円

合計 99,534百万円

#### (参考) 適格退職年金

2,666百万円 × 0.173% = 5百万円

#### 適用見込み数の推計方法について

(要望事項:企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃)

推計値は、過去の実績値に基づき、回帰分析を行った結果、推計式を導出した上で、当該推計 式における平成 25 年末の数値を推計している。

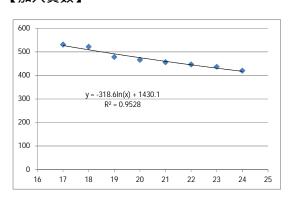
#### 厚生年金基金

平成17年度末 687件(531万人)
平成18年度末 658件(522万人)
平成19年度末 626件(478万人)
平成20年度末 617件(466万人)
平成21年度末 608件(456万人)
平成22年度末 595件(447万人)
平成23年度末 577件(437万人)
平成24年度末 560件(426万人)
平成25年度末 546件(405万人)(推計値)

#### 【基金数】

#### y = -339.6ln(x) + 1639.5 $R^2 = 0.9716$

#### 【加入員数】



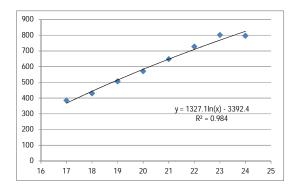
#### 確定給付企業年金

平成17年度末 1,430件(384万人)
平成18年度末 1,940件(430万人)
平成19年度末 3,098件(506万人)
平成20年度末 5,006件(570万人)
平成21年度末 7,407件(647万人)
平成22年度末 10,044件(727万人)
平成23年度末 14,989件(801万人)
平成24年度末 14,695件(796万人)
平成25年度末 16,226件(879万人)(推計値)

#### 【件数】

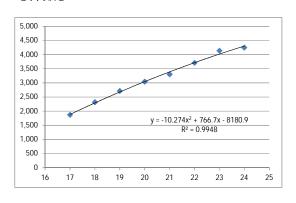
#### 16,000 14,000 12,000 y = 43465ln(x) - 123682 R<sup>2</sup> = 0.9262 10,000 8,000 6,000 4,000 2,000 19 20 21 22 23 24 25 -2,000 16

#### 【加入者数】

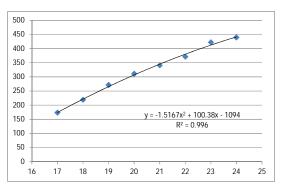


#### 確定拠出年金(企業型)

#### 【件数】



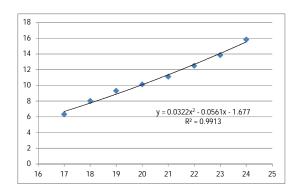
#### 【加入者数】



#### 確定拠出年金(個人型)

平成17年度末 6万人 平成18年度末 8万人 平成19年度末 9万人 平成20年度末 10万人 平成21年度末 11万人 平成22年度末 12万人 平成23年度末 14万人 平成24年度末 16万人 平成25年度末 17万人(推計値)

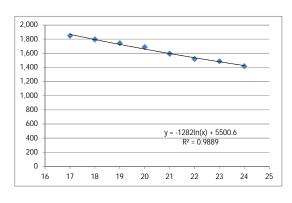
#### 【加入者数】



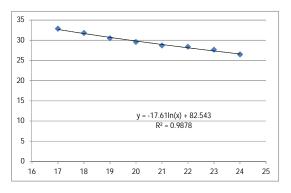
#### 勤労者財産形成給付金

平成17年度末 1,846件(32.8万人)
平成18年度末 1,796件(31.8万人)
平成19年度末 1,742件(30.5万人)
平成20年度末 1,686件(29.6万人)
平成21年度末 1,595件(28.6万人)
平成22年度末 1,520件(28.4万人)
平成23年度末 1,486件(27.6万人)
平成24年度末 1,417件(26.5万人)
平成25年度末 1,374件(25.9万人)(推計値)

#### 【件数】



#### 【加入者数】



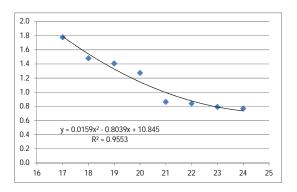
#### <u>勤労者財産形成基金</u>

平成 1 7 年度末 5 6 件 (1.8万人)
平成 1 8 年度末 5 3 件 (1.5万人)
平成 1 9 年度末 5 1件 (1.4万人)
平成 2 0 年度末 4 9件 (1.3万人)
平成 2 1年度末 4 2件 (0.9万人)
平成 2 2年度末 4 0件 (0.8万人)
平成 2 3 年度末 3 9件 (0.8万人)
平成 2 4 年度末 3 7件 (0.8万人)
平成 2 5 年度末 3 4件 (0.7万人)(推計值)

## 【件数】

# y = 0.0893x<sup>2</sup> - 6.5536x + 142.23 R<sup>2</sup> = 0.967

## 【加入者数】



(以上)